

長時間労働是正に対する国の施策

(一社)名北労働基準協会 労務管理推進室長

会員登録  
会員登録  
会員登録

間についての具体的な考え方や、労働時間を正しく把握するための方針等

年360時間として厚生労働大臣の基準告示で定

衆議院総選挙が終了し現政権も安泰で、働き方改革が継続して進められることになります。その柱である長時間労働の是正としては、すでに、東京・大阪で過重労働撲滅特別対策班が設置されており、全国で過重労働の

ます。 疑いのある事業所への監督指導対象も、1か月100時間を超える時間外労働と休日労働を行わせた疑いのある事業所から80時間へ拡大されるなど監督指導が強化されてい

9月15日に、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」について、厚生労働大臣に対し、労働政策審議会がおおむね妥当との答申を行つています。

また、労働時間削減のための第一歩となる正しい労働時間の把握については平成29年1月20日に「労働時間の適正な把握」のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が発表され、労働時

その中で掲げられて  
いる労働時間に関する改正  
のポイントは次のとおり  
です。

①労働時間の上限規制  
の法制化

これまで、時間外労  
働の上限を、月45時間、



(休日労働含む) と定め  
ます。

②労働基準法の改正による中小事業主に対する1か月60時間を超える時間外労働に対する割増賃

者に対し、年次有給休暇の5日分については、その付与後1年以内の期間に時季を定めることにより与えなければならなくなります。

労働時間の上限について、法で定めることにより規制強化し、また、割増賃金率の引き上げにより、事業主が時間外労働を行わせることを自ら抑制すること、年次有給休暇の取得を義務化することによる休日の確保など様々な方面から長時間労働抑制のための対策が取られていくことになります。

めていましたが、これを法制化することで、強制力を持たせることになります。また、現状は実質上限のない臨時的な特別な事情のある場合の時間外労働を年間720時間

③労働基準法の改正による年次有給休暇の取得が、年次有給休暇を10日の50%に引き上げられた割増賃金の支払いが義務付けられます。

ものとなります。事業主はこうした法規制をきっかけに、長時間労働への意識を改め、会社全体の問題として労働時間削減に取り組んでいかなくてはなりません。

以内、1ヶ月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内

平成30年1月23日9時30分  
メンタルヘル

30分 ウインクあいち  
口対策セミナー